

別表

北海道学校・家庭・地域の連携協力推進事業は、次により実施する教育支援活動等とする。

(1) 運営委員会の設置等

市町村においては、域内の地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの運営方法等を検討する運営委員会の設置や、事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行い、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの推進を図る。

なお、実施に当たっては、首長部局と教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）が連携して実施するよう努めることとする。

① 運営委員会の設置

ア 市町村は、域内の地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの導入運営方法等を検討する運営委員会を設置する。

なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

イ 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、域内の学校へのコミュニティ・スクールの導入、事業の検証・評価等を行う。

ウ 運営委員の選定に当たっては、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進する趣旨に鑑み、実情に応じて、行政関係者（教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

② 市町村における研修の実施

ア 市町村は、域内に配置される地域学校協働活動推進員等及び(2)の①アにより配置する統括的な地域学校協働活動推進員等並びに(3)の①イにより配置するCSディレクターに対して、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

イ 市町村は、地域学校協働活動のために(2)の①イからオにより配置する協働活動支援員や協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター、学習支援員等に対して、子どもとの接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、多様な経済団体・商工会議所との連携、子どもを取り巻く現代的課題への対応や安全管理方策等の資質向上を図るための講義、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

ウ 市町村は、上記(ア)及び(イ)の研修を北海道が実施する3の(1)の①イの研修に替えることができる。

(2) 地域学校協働活動の実施等

① 必要な人員の配置

北海道並びに市町村は、地域学校協働活動等の実施のため、以下の人員等を配置することができる。

ア 2の(2)のうち、各員間の連絡調整や、助言・指導、人材発掘・確保等の統括的な役割を担う者（以下、「統括的な地域学校協働活動推進員等」という。）

イ 地域学校協働活動の支援を実施する者（以下「協働活動支援員」という。）

ウ プログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者（以下「協働活動サポーター」という。）

エ 特別な配慮を必要とする子どもたちの活動をサポートする者（以下「特別支援・共生社会サポーター」という。）

オ 特別な知識や経験等を活用し、協働活動支援員では行うことの出来ない学習支援を実施できる者（以下「学習支援員」という。）

② 「地域学校協働本部」の整備等

ア 北海道並びに市町村は、事業の実施に当たり、これまでの学校支援活動などを基盤とした「支援」から「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。

なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称も使用することが可能である。

イ 北海道並びに市町村は、地域学校協働本部に地域学校協働活動推進員等を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、保護者等と連携・協働しながら、地域学校協働活動を行うものとする。

なお、地域学校協働活動推進員の選任に当たっては、社会教育法第9条の7を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を委嘱することとする。

ウ 地域学校協働活動推進員等は、地域学校協働活動の連携についての各種調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

③ 地域学校協働活動の実施・運営

北海道並びに市町村は、地域学校協働本部並びに地域の実情に応じた仕組みの下で、取組の内容に応じて必要な人員を配置し、無償ボランティアを含む地域の様々な方々の参画を得て、様々な地域学校協働活動を総合化、ネットワーク化を進めつつ実施するよう努めるとともに、活動の充実を図ることとする。なお、本事業において補助の対象とする地域学校協働活動に含まれる取組は、以下の内容

を有するものとする。

ア 「学校における働き方改革」を踏まえた活動

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、未来を担う子どもたちの育成を学校のみ委ねることは不可能であり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うことが求められる。このことを踏まえ、地域と学校の連携・協働のもと「学校における働き方改革」に取り組むことにより、子どもたちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動を行う。

なお、活動の実施に当たっては、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）なども参考とすること。

イ 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動

全ての児童生徒を対象として、地域の人材の協力を得て、主に以下の取組により地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行う。

(ア) 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（放課後子供教室）。なお、放課後子供教室を実施する場合には、放課後児童クラブが存在していない地域などの放課後子供教室を除き、放課後児童クラブと連携して実施するよう努めること。

(イ) 小・中・高校生等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（「子ども未来塾」をはじめとした学習支援）。

(3) コミュニティ・スクールの導入に向けた活動

① 必要な人員の配置

北海道並びに市町村は、コミュニティ・スクールの円滑な導入に向けた活動の実施のため、以下の人員等を配置することができる。

ア 学校運営協議会の立ち上げや推進体制の構築、円滑な実施に向けて助言を行う者（以下「CSアドバイザー」という。）

イ 学校運営協議会の運営や学校種間の連絡・調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で企画・運営等を行う地域人材（以下「CSディレクター」という。）

② コミュニティ・スクールの導入に向けた活動の実施・運営

北海道並びに市町村がその所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置して、地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有を行い、総合的な推進方策について検討する。また、先進校視察や研修会等の実施による学校運営協議会関係者の資質の向上を図る。